

令和4年 第1回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第1回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年1月25日 午前9時58分～午前10時41分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 議案第1号	令和4年1月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第5 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第6 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)			
日程第7 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第8 議案第5号	農用地利用集積計画 (案) について (令和4年1月28日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 富 田 敏 博 係 長 佐 藤 衡 一 主事補 佐 藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和4年第1回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 おはようございます。もうすぐ2月ということで、皆様方につきましては営農計画や確定申告など、お忙しい時期ではないかと思いますが、ご参集いただきありがとうございます。

新聞ではコロナが第6波ということで、美瑛はまだ出ておりませんが近隣の町村はけっこう出ているという報道があります。

そして、昨日、隣の就実地区でいたましい事故がありまして、48歳の方が雪の下敷きとなり、亡くなったというニュースがありました。

これから皆さん方はハウスの準備とか忙しくなってくると思いますが、どうか、病気や事故に気を付けていただいて春の準備にとりかかっていたきたいと思います。

なお、いつも2月に3町で交流会をやっておりましたが、やはりこれもコロナの影響で、中止となったことをお知らせしたいと思います。

どうか本日一日よろしく願います。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議長 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議長 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番、上村委員、12番、有富委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1、令和3年12月1日、令和3年第11回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
2、12月1日、令和3年農友会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
3、12月3日、上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会会議が開催され、会長が出席しております。
4、12月16日から17日、美瑛町議会第6回定例会が開催され、会長が出席しております。
5、令和4年1月6日、美瑛町新年交礼会が開催され、会長外14委員が出席しております。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 日程第4、議案第1号、令和4年1月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番から番号8番までの件については、一括して審議いたします。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、令和4年1月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、 さん、借主、 さん外7件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。
番号1番・2番につきましては、議案第3号にて借主の関係法人へ、賃貸借がなされる予定です。
番号1番、土地の表示、字名、 、地番 外9筆、面積計63,539㎡につきましては、貸主、 さんから、借主、 さんへの農地法3条による賃貸借でしたが、令和4年1月11日付で合意解約です。
番号2番、土地の表示、字名、 、地番 外1筆、面積計24,941㎡につきましては、貸主、 さんから、借主、 さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令

和 4 年 1 月 11 日付で合意解約です。

番号 3 番～7 番につきましては、議案第 5 号にて別の方へ売買がなされる予定です。

番号 3 番、土地の表示、字名、[]、地番 [] 外 5 筆、面積計 40,365 m²につきましては、貸主、[] さんから、借主、[] さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 3 年 11 月 4 日付で合意解約です。

番号 4 番、土地の表示、字名、[]、地番 []、面積 10,866 m²につきましては、貸主、[] さんから、借主、[] さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 3 年 11 月 4 日付で合意解約です。

番号 5 番、土地の表示、字名、[]、地番 []、面積 20,767 m²につきましては、貸主、[] さんから、借主、[] さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 3 年 11 月 4 日付で合意解約です。

番号 6 番、土地の表示、字名、[]、地番 [] 外 1 筆、面積計 17,469 m²につきましては、貸主、[] さんから、借主 [] への基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 3 年 12 月 7 日付で合意解約です。

番号 7 番、土地の表示、字名、[]、地番 [] 外 6 筆、面積計 23,452 m²につきましては、貸主、[] さんから、借主、[] さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 3 年 12 月 27 日付で合意解約です。

番号 8 番、土地の表示、字名、[]、地番 [] 外 4 筆、面積計 65,240 m²につきましては、貸主、[] さんから、借主、[] さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 3 年 12 月 13 日付で合意解約です。こちらは次回の総会にて、農業公社へ売買がなされる予定です。

今回提出された 8 案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し 6 ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより議案第 1 号、番号 1 番から番号 8 番までの件について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第 1 号、番号 1 番から番号 8 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん外2件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第2号で審議いただく2案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、外21筆、面積計115,981㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約7.1kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、譲受人の希望により当該農地を贈与したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います。とのことです。
詳細につきましては議案3ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 事務局の説明のあったとおりです。■■■■さんは、2年前に賃貸借で経営をしておりました。今回、青年農業給付金の条件による、土地の名義を本人に変えなきゃならないということもあり、このような形となりました。何ら問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございました。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 つづいて議案第2号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外1筆、面積計554㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約1.3kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、該当農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。
価格は■■■■円で10a当り■■■■円です。
詳細につきましては議案4ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局の説明があったとおりです。昨年12月、雪降る前に、現地をちょっと、■■■■さんと確認してきました。面積は少ないんですけど、価格が高めで、ちょうど■■■■のメイン道路の農地でありまして、農地としては使われていなかったんですけど、現況的には農地になってしまうでしょう。■■■■さんが、■■■■はちょっと新興住宅地ではないけど、住宅地になっていってるので、そういう価格を設定されたんだなあと思います。何ら問題ないと思います。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて議案第2号、番号3番については、■番、■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■委員の退席をお願いいたします。

【■委員退席】

○議 長 議案第2号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示、字名、■、地番■、1筆、面積計1,316㎡につきましては、譲渡人、■さん、譲受人、■さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■に約4.0kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、該当農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。

価格は■円で10a当り■円です。

詳細につきましては議案5ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■委員から補足説明をお願いします。

○■委員 ただいま、事務局から説明のあったとおりですが、■さんからみると離れ地で、現状は■さんのということで、集約されたものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 ■■■委員の入場を認めます。
【■■■委員入場】
- 議 長 ■■■委員にお知らせいたします。
本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。
- 議 長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第3号、番号1番から番号6番までの件については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借。
農地法第3条の規定による農地の賃貸借設定申請のあった、貸主、■■■さん、借主、■■■さん、外5件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第3号で審議いただく6案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
なお、番号1番から6番までの借主が全て■■■であるため、一括して説明させていただきます。
番号1番、土地の表示、字名、■■■、地番■■■外1筆、面積3,633㎡につきましては、貸主、■■■さんから、借主、■■■への賃貸借権設定申請です。賃貸料は■■■円で10a当り■■■円です。議案6ページになります。
番号2番、土地の表示、字名、■■■、地番■■■外3筆、面積39,929㎡につきましては、貸主、■■■さんから、借主、■■■への賃貸借権設定申請です。賃貸料は■■■円で10a当り■■■円です。議案7ページになります。
番号3番、土地の表示、字名、■■■、地番■■■外8筆、面積93,876㎡につきましては、貸主、■■■さんから、借主、■■■への賃貸借権設定申請です。賃貸料は■■■円で10a当り■■■円です。議案8ページになります。
番号4番、土地の表示、字名、■■■、地番■■■外11筆、面積88,480㎡につきましては、貸主、■■■さんから、借主、■■■への賃貸借権設定申請です。賃貸料は■■■

円で10a当り■■■■円です。議案9ページになります。

番号5番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外15筆、面積56,770㎡につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■への賃貸借権設定申請です。賃貸料は■■■■円で10a当り■■■■円です。議案10ページになります。

番号6番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外91筆、面積538,069.02㎡につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■への賃貸借権設定申請です。賃貸料は■■■■円で10a当り■■■■円です。議案11～13ページになります。

いずれも、賃貸期間は許可日から10年間です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約8.5kmで、■■■■からの通作距離が3.0km以内の箇所で、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸し付けいたしたい。借主は経営のため、当該農地を借受したい、とのこと。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいまの番号1番から6番に関してですけれども、ただいま事務局から報告があったとおりでございます。■■■■も昨年、法人化をいたしまして、地域でも代表するような農家となっております。経営基盤も一段と、しっかりしておりますので、何ら問題はないかと思っておりますので審議のほどをよろしく願います。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番から番号6番までの件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番から番号6番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第4号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。
 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主、[]さん、借主、[]さん、の許可の可否について審議を求めるものです。
 なお、議案第4号で審議いただく案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
 番号1番、土地の表示、字名、[]、地番[]外24筆、面積計491,652㎡につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの使用貸借権設定申請です。
 申請箇所はJR美瑛駅から[]に約4.2kmの箇所で、使用貸借設定の理由は、後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借により借受したい、とのことです。期間は許可日から20年間です。
 詳細につきましては議案14ページをご確認ください。
 以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。
- []委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。[]さんから、息子さんである[]さんに、経営移譲するものです。[]さんは、現在[]歳で、地域でも町内会、JA作物部会、消防団員と、積極的に参加、協力しております。たのもししい人材です。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。これより議案第4号、番号1番について、質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手願います。
 【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
 議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
 【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第 8、議案第 5 号、農用地利用集積計画、案について、令和 4 年 1 月 28 日公告予定分の件を議題とします。
- 議 長 議案第 5 号、番号 1 番については、**■**番、**■**委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、**■**委員の退席をお願いいたします。
【**■**委員退席】
- 議 長 議案第 5 号、番号 1 番について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第 5 号、農用地利用集積計画案について、令和 4 年第 1 回令和 4 年 1 月 28 日公告予定分。
■さん外 25 件、改善組合承認済み、から利用権の設定等、所有権の移転 12 件、賃貸 14 件、について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
番号 1 番につきましては、所有地処分に伴う売買です。
番号 1 番、**■**、**■**さんから、**■**、**■**さんへの売買、田 2 筆、採草放牧地 5 筆、計 51,136 m²。**■**円で 10 a あたり田・採ともに **■**円です。
以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、番号 1 番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 5 号、番号 1 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 **■**委員の入場を認めます。
【**■**委員入場】
- 議 長 **■**委員にお知らせいたします。
本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議長 番号2番から26番までについては一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号2番から4番につきましては、同じく所有地処分に伴う売買です。

番号2番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑6筆、計40,365㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号3番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑1筆、10,866㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号4番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑1筆、20,767㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号5番、6番につきましては、賃借地の売買です。

番号5番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]への売買、田2筆、計17,469㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号6番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑1筆、6,649㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号7番につきましては、離農による売買です。

番号7番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑2筆、計5,492㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号8番、9番につきましては農地処分に伴う売買です。

番号8番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、田1筆、畑2筆、計15,970㎡。[REDACTED]円で10aあたり田[REDACTED]円、畑[REDACTED]円です。

番号9番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]への売買、畑1筆、9,288㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号10番につきましては、規模縮小による売買です。

番号10番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]への売買、田3筆、計12,722㎡。[REDACTED]円で10aあたり[REDACTED]円です。

番号11番につきましては、農業公社の買入です。次回以降の総会にて、新規就農の方が賃貸を開始する予定です。

番号 11 番、[]、[]さんから、北海道農業公社への売買、田 1 筆、10,555 m²。[]円で 10 a あたり []円です。

番号 12 番につきましては、保有合理化事業による 5 年間の賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売渡になるものです。

番号 12 番、北海道農業公社から、[]、[]さんへの売買、畑 3 筆、計 77,977 m²。[]円で 10 a あたり []円です。

番号 13 番から番号 16 番までにつきましては、規模縮小による賃貸借です。

番号 13 番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、田 9 筆、計 29,400 m²。[]円で 10 a あたり []円です。期間は 5 年間です。

番号 14 番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、田 9 筆、計 22,047 m²。[]円で 10 a あたり []円です。期間は 5 年間です。

番号 15 番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、田 5 筆、計 35,289 m²。[]円で 10 a あたり []円です。期間は 3 年間です。

番号 16 番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、畑 6 筆、計 66,145 m²。[]円で 10 a あたり []円です。期間は 3 年間です。

番号 17 番につきましては、賃貸契約の更新です。

番号 17 番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、田 1 筆、8,944 m²。[]円で 10 a あたり []円です。期間は 10 年間です。

番号 18 番につきましては、余剰地の賃貸借です。

番号 18 番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、畑 1 筆、9,000 m²。[]円で 10 a あたり []円です。期間は 5 年間です。

番号 19 番につきましては、休閒地の活用による賃貸借です。

番号 19 番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの賃貸借、畑 2 筆、計 18,953 m²。[]円で 10 a あたり []円です。期間は 3 年間です。

番号 20 番と 21 番につきましては、法人設立に伴う、農地移行のための賃貸借です。

番号 20 番、[]、[]さんから、[]、[]、

への賃貸借、田 2 筆、畑 7 筆、計 99,015 m²。
円で 10 a あたり田 円、畑 円です。期間
は 10 年間です。

番号 21 番、さんから、
への賃貸借、畑 5 筆、計 7,918
m²。円で 10 a あたり 円です。期間は 10 年間です。

番号 22 番、23 番につきましては、新規就農に伴う賃貸借で
す。

番号 22 番、さん
から、さんへの賃貸借、田 2 筆、
畑 2 筆、計 12,429 m²。円で 10 a あたり田・畑ともに 6,000
円です。期間は 5 年間です。

番号 23 番、さん
から、さんへの賃貸借、田 3
筆、計 11,023 m²。円で 10 a あたり 円です。期間
は 5 年間です。

両者とも、新規就農者ですので、資料として、5 カ年計画書、
地域からの推薦書を添付しております。

番号 24 番から 26 番につきましては、農業公社からの賃貸借
です。

番号 24 番、北海道農業公社から、さん
への賃貸借、畑 3 筆、計 44,136 m²。円で 10 a あたり
 円です。期間は 4 年 10 カ月です。

番号 25 番、北海道農業公社から、さん
への賃貸借、畑 2 筆、計 70,858 m²。円で 10 a あたり
 円です。期間は 4 年 10 カ月です。

番号 26 番、北海道農業公社から、さん
への賃貸借、畑 3 筆、計 28,585 m²。円で 10 a あたり
 円です。期間は 4 年 10 カ月です。

以上、設定を受ける者	26 件、19 名、7 法人
設定をする者	26 件、22 名、4 法人
田	40 筆 216,547 m ²
畑	48 筆 343,173 m ²
採草放牧地	5 筆 39,699 m ²
計	93 筆 599,419 m ² です。

以上で説明を終わります。

○議長 これより、議案第 5 号、番号 2 番から番号 26 番までについて
質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号2番から番号26番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和4年、第1回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和4年1月25日

美瑛町農業委員長

只 野 透

美瑛町農業委員

上 村 昌 規

美瑛町農業委員

有 富 友 昭